

西東京市立青嵐中学校同窓会会則

わたしたちの同窓会は、母校の発展ならびに会員相互の親睦・福祉の増進をはかりつつ、更に広い視野に立って、会員個々の願いを実現させる共通の場として育てあげなければならぬ。

わたしたちは新しい同窓会の結成にあたりその精神を明らかにして次の会則を定めるものである。

第一章 総則

第一条 この会は、西東京市立青嵐中学校同窓会と称する。

第二条 この会の事務所は西東京市立青嵐中学校内におく。

第三条 この会の会員は保谷市立青嵐中学校及び西東京市立青嵐中学校卒業生とする。

第二章 目的

第四条 この会は、会員相互の親睦を目的とする。

第五条 この会は、母校の発展に協力する。

第三章 役員

第六条 この会には次の役員をおく。会長一名・名誉会長一名・幹事三名（書記・会計等）・会計監査・顧問。ただし、総会で承認された場合は、この限りではない。

第七条 会長は幹事会で選出し総会で承認する。任期は原則、二年とするが再任は、構わない。

第八条 名誉会長は母校の現校長とする。

第九条 幹事は役員会で推薦し、会長が承認する。任期は二年とし、再任は構わない。

第十条 会計および書記は役員会で推薦し、会長が承認する。任期は二年とし、再任は構わない。

第十一条 会計監査は現PTA会長及び、顧問から一名を加える。

第十二条 顧問は青嵐中学校現職員から学校によって選出される。

第四章 総会

第十三条 役員会が必要と認めた場合、または、会員の百名以上の要求があった場合には臨時総会を開催することができる。

第五章 機構

第十四条 会長はこの会を代表し総会を総理する。

第十五条 役員会は会長により召集され議題を決議する。

第十六条 幹事は委任された会務を執行する。

第十七条 会計および書記は幹事に所属する。

第十八条 会計監査は、会計を監査し、会長及び学校に報告する。また、必要があると会長が判断した場合、総会を開き報告する。

第十九条 顧問は学校を代表して出席し、助言を与えるが議決には加わらない。

第二十条 卒業時に学年連絡係を二名選出し、会長に報告する。

第六章 会計

第二十一条 この会の経費は、寄付金等によってまかなう。

第二十二条 役員会で必要と認めた場合には会費を集めることができる。

第七章 会則改正

第二十三条 会則の改正は、総会出席者の三分の二の賛成を要する。

第二十四条 役員会は必要に応じて内規を定めることができる。

この会則は平成二十三年九月十七日より施行する。